

株 主 各 位

三重県名張市夏見2828番地

**株式会社タカキタ**

代表取締役社長 松本 充生

### 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前9時30分
2. 場 所 三重県名張市南町822番地の2  
名張産業振興センター 1階多目的ホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第71期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告  
および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  2. 事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.takakita-net.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀による金融緩和や経済対策を背景に、企業収益や雇用情勢は改善し、緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動や海外景気の下振れ懸念等、先行きに対して不透明感が残る状況となっております。

このような情勢のもと、農業機械部門におきましては、海外向け受注が堅調に推移しましたものの、国内の農業従事者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少といった構造的な問題に加え、消費税率引上げに伴う駆け込み需要や昨年の畜産経営力向上緊急支援リース事業による機械導入の反動、また米価の大幅な下落の影響を受けました。

一方、軸受部門におきましては、風力発電用軸受の受注が減少しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は59億10百万円と前事業年度に比べ10.4%の減収となりました。利益面におきましては、売上高が減少しました結果、営業利益は4億82百万円と前事業年度に比べ32.4%の減益、経常利益は5億22百万円と前事業年度に比べ29.7%の減益、そして当期純利益は3億43百万円と前事業年度に比べ19.4%の減益となりました。

## 部門別の状況

### 農業機械部門

海外向け受注が堅調に推移しましたものの、国内の農業従事者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少といった構造的な問題に加え、消費税率引上げに伴う駆け込み需要や昨年の畜産経営力向上緊急支援リース事業による機械導入の反動、また米価の大幅な下落の影響を受けました結果、売上高は53億13百万円と前事業年度に比べ11.2%の減収となりました。

### 軸受部門

風力発電用軸受の受注が減少しました結果、売上高は5億97百万円と前事業年度に比べ2.0%の減収となりました。

### ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、5億76百万円です。

その主なものは、農業機械部門（72百万円）および軸受部門（3億19百万円）の機械及び装置の取得（3億92百万円）です。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

### ④ 対処すべき課題

翌事業年度におけるわが国経済は、依然として不透明感が漂う中、主力の農業機械部門におきましては、農業の構造的な問題やTPP協定交渉の行方如何によっては、大きな影響を及ぼすことが懸念されます。また、軸受部門におきましては、産業界全体の設備投資の動向が大きな変動要因となってくるものと考えます。

このような状況のもと、農業の競争力強化政策にのっとり、引き続き農政に沿った食料自給率向上や強い農業づくりに向けた新機軸商品の開発・販売に注力するとともに、独創的で圧倒的に優位な仕様・品質・コストに基づく競争力・提案力をつけ、業績の安定に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (平成23年度)	第 69 期 (平成24年度)	第 70 期 (平成25年度)	第 71 期 (当事業年度) (平成26年度)
(百万円) 売 上 高	5,365	5,249	6,595	5,910
(百万円) 経 常 利 益	398	420	743	522
(百万円) 当 期 純 利 益	183	247	426	343
1株当たり当期純利益	15円93銭	21円43銭	37円00銭	29円81銭
(百万円) 純 資 産	3,430	3,754	4,149	4,524
(百万円) 総 資 産	5,978	6,064	6,814	6,710

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 子会社の状況  
該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は、農業機械およびその他機械の製造、販売ならびに軸受加工を行っております。

		主 要 品 目
農 業 機 械	肥 料 散 布	ブロードキャスタ、フレコンライムソーワ、ライムソーワ、グランドエース、ブレンドキャスタ、ブレンドソーワ、コンボキャスタ、自走コンボキャスタ、コンボスプレッド
	飼料（牧草・トウモロコシ・飼料イネ）刈取・収穫	ディスクモア、モアコンディショナ、ヘーメーカ、ロータリテッド、ロータリレーキ、コンビレーキ、パワーロールベアラ、パワーカットロールベアラ、可変径ロールベアラ、ミニロールベアラ、自走ロールベアラ、コンビラップマシン、自走ラップマシン、リモコンラップマシン、コーンハーベスタ、細断型ロールベアラ、細断型コンビラップ、細断型ホールクロップ収穫機、汎用型飼料収穫機、ロールカッタ、バールフィーダ
	堆 肥 ・ 尿 散 布	マニアスプレッド、自走マニアスプレッド、パワープッシュマニア、自走積込マニア、バキュームカ、スラリタンカ
	除雪・融雪剤散布	スノーブロワ、スノーエース、融雪剤散布車
	そ の 他	ジェットシーダ、リヤグレーダ、スプレーヤ、自走給餌車、ブームモア、オフセットシュレッド、eポート
軸 受 加 工	大型ベアリング旋削、転子旋削研磨	

(5) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	三 重 県 名 張 市	東 北 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡 矢 巾 町
札 幌 工 場	北 海 道 札 幌 市	関 東 営 業 所	栃 木 県 小 山 市
札 幌 営 業 所	北 海 道 札 幌 市	関 西 営 業 所	三 重 県 名 張 市
豊 富 営 業 所	北 海 道 天 塩 郡 豊 富 町	中 国 営 業 所	岡 山 県 津 山 市
北 見 営 業 所	北 海 道 北 見 市	九 州 営 業 所	福 岡 県 八 女 郡 広 川 町
中 標 津 営 業 所	北 海 道 標 津 郡 中 標 津 町	南 九 州 営 業 所	宮 崎 県 都 城 市
帯 広 営 業 所	北 海 道 河 西 郡 芽 室 町		

(6) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
248名	3名増	40.2歳	16.3年

(注) 従業員数は就業人員です。なお、パートタイマーは含んでおりません。

(7) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社南都銀行	264百万円
株式会社第三銀行	100百万円
株式会社日本政策金融公庫	70百万円
三井住友信託銀行株式会社	30百万円
株式会社中京銀行	10百万円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 14,000,000株 (自己株式2,470,885株を含む)  
(3) 株主数 5,635名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
タカキタ持株会	1,840千株	16.0%
タナシン電機株式会社	695千株	6.0%
株式会社クボタ	660千株	5.7%
株式会社南都銀行	569千株	4.9%
株式会社第三銀行	500千株	4.3%
タカキタ従業員持株会	418千株	3.6%
三井住友信託銀行株式会社	400千株	3.5%
ヤンマー株式会社	380千株	3.3%
井関農機株式会社	300千株	2.6%
アグリテクノ矢崎株式会社	206千株	1.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,470,885株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 本 充 生	
常務取締役常務執行役員	松 田 順 一	品質保証室担当兼内部監査室長・経営企画室長
取締役執行役員	沖 篤 義	管理本部長
取締役執行役員	益 満 亮	製造本部長兼本社工場長
取締役執行役員	川 口 芳 巨	海外営業本部長
常 勤 監 査 役	西 口 義 久	
監 査 役	桐 越 昌 彦	タナシン電機株式会社取締役
監 査 役	奥 村 隆 司	

(注) 監査役のうち、桐越昌彦氏および奥村隆司氏は、社外監査役です。なお、当社は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、桐越昌彦氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5 名	47,733千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	12,600千円 (2,400千円)
合 計	8 名	60,333千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、昭和57年9月29日開催の第38回定時株主総会において月額6,700千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第50回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者等である場合）および当社と当該他の法人等との関係  
監査役桐越昌彦氏は、タナシン電機株式会社の取締役を兼務しております。  
なお、当社は同社との間に取引関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役桐越昌彦	16回	100.0%	17回	100.0%
監査役奥村隆司	16回	100.0%	17回	100.0%

#### ロ. 取締役会における発言状況

監査役桐越昌彦氏および監査役奥村隆司氏は、主に社外監査役の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### ハ. 監査役会における発言状況

監査役桐越昌彦氏および監査役奥村隆司氏は、監査役会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な会計処理の判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

#### (4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討していましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された機関設計である監査等委員会設置会社に移行することで複数名の社外取締役を確保する方針を取締役会で決議し、平成27年6月26日開催の当社第71回定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案を上程しております。

### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額      | 27,000千円 |
| ② 会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
社外取締役、社外監査役を選任し、会社から独立した視点で監督、監視体制を行うとともに、コンプライアンス規定を制定し、コンプライアンス体制の整備、また取締役の法令遵守体制の確立をはかる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
文書管理規定を制定し、文書の重要度に応じた保存期間を定める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制  
リスク管理として、リスク管理規定を制定する。個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害、不祥事、その他重要情報）に対し、報告、開示等の基準を定めるとともに、対策委員会の設置等リスクマネージメントを総括的、実効化させる組織の整備を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会規定、常務会規定等の社内規定を遵守する。また、業務分掌規定、職務権限規定の制定により会社全体のガバナンス体制、内部監査体制の確保をはかる。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス規定、内部監査規定を制定し、就業規則等社内規則および各種法令遵守を徹底するとともに、内部監査室が内部統制の実施状況を検証し、その結果を社長および監査役に報告することとする。また、職務権限の適正運用により効率的な職務の執行体制をとる。
- (6) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
コンプライアンスに関して体制の整備を行う。

(7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

特別に補助員は配置しない。ただし、監査役から求めがあった場合は、内部監査室が職務の補助を行うものとする。

(8) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

内部監査室は、内部統制システムの整備、改善、また充実を目的とし、組織内では独立した位置づけとなっている。

(9) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、監査役に対し法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに報告すること。監査役は取締役会、常務会、部長会他各種委員会、会議に出席できることとし、取締役、使用人は監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行わなければならない。

(10) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、「監査役監査基準」に則して監査を行うことにより監査の実効性を確保する。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>3,502,572</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,613,807</b>
現金及び預金	260,855	支払手形	260,536
受取手形	424,086	買掛金	271,377
電子記録債権	434,694	短期借入金	321,000
売掛金	663,360	一年内返済長期借入金	137,260
商品及び製品	809,209	未払金	69,589
仕掛品	107,317	未払費用	152,771
原材料及び貯蔵品	199,088	賞与引当金	109,274
前払費用	6,646	その他の流動負債	291,998
未収入金	510,345	<b>固定負債</b>	<b>571,413</b>
未収還付法人税等	7,800	長期借入金	16,675
繰延税金資産	71,763	預り保証金	11,088
その他の流動資産	7,403	繰延税金負債	35
<b>固定資産</b>	<b>3,207,554</b>	退職給付引当金	535,924
<b>有形固定資産</b>	<b>1,889,529</b>	役員退職慰労引当金	7,690
建物	576,348	<b>負債合計</b>	<b>2,185,220</b>
構築物	38,186	(純資産の部)	
機械及び装置	630,677	<b>株主資本</b>	<b>4,126,254</b>
車輛運搬具	9,123	資本金	1,350,000
工具器具備品	48,460	資本剰余金	825,877
土地	566,847	資本準備金	825,877
建設仮勘定	19,885	<b>利益剰余金</b>	<b>2,567,909</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>88,154</b>	利益準備金	204,500
ソフトウェア	88,154	その他利益剰余金	2,363,409
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,229,871</b>	別途積立金	1,950,000
投資有価証券	1,027,989	繰越利益剰余金	413,409
出資金	7,382	<b>自己株式</b>	<b>△617,532</b>
従業員貸付金	6,667	評価・換算差額等	398,652
その他の投資	188,069	その他有価証券評価差額金	400,185
貸倒引当金	△237	繰延ヘッジ損益	△1,533
<b>資産合計</b>	<b>6,710,127</b>	<b>純資産合計</b>	<b>4,524,906</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>6,710,127</b>

# 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,910,474
売 上 原 価	4,038,562
売 上 総 利 益	1,871,911
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,389,031
営 業 利 益	482,880
営 業 外 収 益	52,019
営 業 外 費 用	11,926
経 常 利 益	522,973
特 別 利 益	40,196
補 助 金 収 入	36,316
そ の 他	3,880
特 別 損 失	34,064
固 定 資 産 圧 縮 損	32,766
そ の 他	1,298
税 引 前 当 期 純 利 益	529,106
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	124,100
法 人 税 等 調 整 額	61,266
当 期 純 利 益	343,738

## 株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 本 準 備 金	資 余 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計 合
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成26年4月1日 残高	1,350,000	825,877	825,877	204,500	1,610,000	501,903	2,316,403	△617,532	3,874,748	
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立					340,000	△340,000	-		-	
剰余金の配当						△92,232	△92,232		△92,232	
当期純利益						343,738	343,738		343,738	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	340,000	△88,493	251,506	-	251,506	
平成27年3月31日 残高	1,350,000	825,877	825,877	204,500	1,950,000	413,409	2,567,909	△617,532	4,126,254	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年4月1日 残高	273,847	1,255	275,103	4,149,851
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				△92,232
当期純利益				343,738
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	126,338	△2,789	123,549	123,549
事業年度中の変動額合計	126,338	△2,789	123,549	375,055
平成27年3月31日 残高	400,185	△1,533	398,652	4,524,906

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### ③ 長期前払費用

定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ④役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しておりますが、平成20年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、平成20年7月以降新たな引当て計上は行っておりません。
- なお、当事業年度末における退職慰労引当金残高は、当制度の廃止以前から在任している役員に対する支給見込額であります。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①重要なヘッジ会計の方法
- (i)ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。
- なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- (ii)ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針
- 当社の内規であります「為替リスク管理方針」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
- ヘッジ手段…為替予約
- ヘッジ対象…製品輸入による外貨建買入れ債務および外貨建予定取引
- ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- ②消費税等の会計処理
- 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (5) 会計方針の変更
- 該当事項はありません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

#### ①有形固定資産

建物	219,841千円
土地	203,732千円
計	423,573千円

#### ②銀行根担保設定に供している投資有価証券

上記①および②に対する債務	297,208千円
短期借入金	281,000千円
一年内返済長期借入金	66,660千円
長期借入金	16,675千円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,109,302千円

#### (3) 国庫補助金等による固定資産圧縮額

国庫補助金等による圧縮記帳額は32,766千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置32,766千円であります。

## 3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14,000,000株	—	—	14,000,000株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,470,885株	—	—	2,470,885株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

(i) 平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 69,174千円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月30日

(ii) 平成26年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 23,058千円
- ・ 1株当たり配当額 2円
- ・ 基準日 平成26年9月30日
- ・ 効力発生日 平成26年12月8日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年6月26日開催の第71回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 57,645千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 5円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月29日

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

賞与引当金	35,623千円
退職給付引当金	170,919千円
役員退職慰労引当金	2,445千円
投資有価証券評価損	22,227千円
ゴルフ会員権評価損	4,429千円
減損損失	29,299千円
未払事業税	2,825千円
その他	37,036千円
繰延税金資産小計	304,808千円
評価性引当額	△56,604千円
繰延税金資産合計	248,203千円

#### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	176,475千円
繰延税金負債合計	176,475千円
繰延税金資産（負債）の純額	71,727千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6%
住民税均等割等	2.2%
税額控除	△5.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.9%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.8%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について32.6%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.8%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,258千円減少し、法人税等調整額が20,857千円、その他有価証券評価差額金が16,648千円、繰延ヘッジ損益（借方）が50千円、それぞれ増加しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形および買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、全て短期借入金であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、海外営業本部が決済担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	260,855千円	260,855千円	－千円
(2)受取手形	424,086千円	424,086千円	－千円
(3)電子記録債権	434,694千円	434,694千円	－千円
(4)売掛金	663,360千円	663,360千円	－千円
(5)未収入金	510,345千円	510,345千円	－千円
(6)未収還付法人税等	7,800千円	7,800千円	－千円
(7)投資有価証券 その他有価証券	1,010,289千円	1,010,289千円	－千円
(8)支払手形	(260,536)千円	(260,536)千円	－千円
(9)買掛金	(271,377)千円	(271,377)千円	－千円
(10)短期借入金	(321,000)千円	(321,000)千円	－千円
(11)未払金	(69,589)千円	(69,589)千円	－千円
(12)未払費用	(152,771)千円	(152,771)千円	－千円
(13)長期借入金 (1年内返済予定含む)	(153,935)千円	(153,901)千円	33千円
(14)デリバティブ取引	(2,275)千円	(2,275)千円	－千円

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 未収入金、  
(6) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (8) 支払手形、(9) 買掛金、(10) 短期借入金、(11) 未払金、(12) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (13) 長期借入金(1年内返済予定含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (14) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。  
② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

区 分	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	製品輸入による外貨 建買入れ債務および 外貨建予定取引	17,177千円	△2,275千円	△2,275千円

(\*) 当該時価の算定方法は先物為替相場によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額17,700千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(7)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県その他の地域において賃貸用の土地、マンションおよび遊休地を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は22,295千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度減少額	当事業年度末残高	
334,493千円	△3,931千円	330,562千円	629,664千円

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 392円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円81銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 タカキタ

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 誠一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカキタの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

株式会社タカキタ 監査役会  
常勤監査役 西口 義久 ㊟  
監査役 桐越 昌彦 ㊟  
監査役 奥村 隆司 ㊟

(注) 監査役桐越昌彦及び監査役奥村隆司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金5円  
なお、この場合の配当総額は57,645,575円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 250,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 250,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことによって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化し、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の充実という観点から、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものです。

また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって一部免除することができる旨の規定ならびに業務執行取締役でない取締役との間に会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする責任限定契約を締結できる旨の規定を定めるものです。なお、変更案第30条（取締役の責任免除）におきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は15名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>②<u>当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②<u>取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>取締役への委任</u>)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	<p><u>第29条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u>
	<p><u>第30条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができるものとする。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<u>(員数)</u>	(削 除)
<p><u>第28条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p>	

現行定款	変更案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥機関)</p> <p>第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥機関)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ）5名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	まつもと みつお 生 松本充生 (昭和31年1月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年10月 当社営業部長 平成17年6月 当社取締役貿易部担当兼営業部長 平成19年6月 当社取締役技術部、貿易部担当兼営業部長 平成20年6月 当社常務取締役農機事業部担当兼営業部長 平成22年4月 当社常務取締役農機事業部担当 平成23年4月 当社代表取締役社長（現任）	48,000株
2	まつだ じゅんいち 一 松田順一 (昭和27年3月17日生)	昭和45年4月 株式会社南都銀行入行 平成16年6月 同行榛原支店長 平成17年10月 当社へ出向、社長室長 平成18年6月 当社取締役電器音響事業部、品質保証部、企画部担当兼内部監査室長 平成20年6月 当社取締役軸受事業部、電器音響事業部担当兼内部監査室長 平成21年4月 当社取締役軸受事業部担当兼内部監査室長 平成23年6月 当社常務取締役品質保証部、企画部、軸受事業部担当兼内部監査室長 平成26年6月 当社常務取締役常務執行役員品質保証室担当兼内部監査室長、経営企画室長（現任）	38,000株

候補者番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 ) 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社株式の数
3	おき あつ よし 沖 篤 義 (昭和30年2月15日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年10月 当社総務部長 平成18年6月 当社取締役総務部長 平成26年6月 当社取締役執行役員管理本部長 (現任)	35,000株
4	ます みつ りょう 益 満 亮 (昭和33年6月12日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年7月 当社製造部長 平成23年6月 当社取締役製造部長 平成25年7月 当社取締役製造本部長兼本社工場製造部長 平成26年6月 当社取締役執行役員製造本部長兼本社工場長 (現任)	27,000株
5	かわ ぐち よし きよ 川 口 芳 巨 (昭和28年7月28日生)	昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成9年10月 同社開発機械部部長代理兼開発機械課課長 平成13年8月 トキコ株式会社海外営業部部長 平成21年11月 当社入社 貿易部顧問 平成23年6月 当社執行役員貿易部長 平成24年6月 当社取締役貿易部長 平成26年6月 当社取締役執行役員海外営業本部長 (現任)	19,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	にし ぐち よし ひさ 西 口 義 久 (昭和26年9月12日生)	昭和49年4月 タナシン電機株式会社入社 平成2年5月 同社技術部長 平成8年4月 (中国) 東莞德利信京華電子有限公司 董事総経理 平成11年4月 タナシン電機株式会社事業開発室長 平成11年6月 当社取締役 平成12年4月 タナシン電機株式会社取締役経営企画 室長 平成14年4月 同社取締役 平成20年6月 当社取締役品質保証部担当兼企画部長 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	37,000株
2	きり こし あき ひこ 桐 越 昌 彦 (昭和38年11月9日生)	平成元年2月 タナシン電機株式会社入社 平成14年4月 同社購買部長 平成15年4月 同社総務・購買センター長 平成16年4月 同社取締役(現任) 平成16年6月 当社監査役(現任)	2,000株
3	おく むら たか じ 奥 村 隆 司 (昭和23年11月20日生)	昭和46年4月 株式会社南都銀行入行 平成11年6月 同行営業統括部長 平成14年6月 同行取締役 平成18年6月 同行常務取締役 平成19年6月 財団法人南都経済センター理事長 平成23年6月 財団法人南都経済センター理事会長 平成24年4月 一般財団法人南都経済センター理事會 長 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成24年7月 一般財団法人南都経済研究所理事会長 平成25年4月 公益社団法人奈良県私学退職金資金社 団常務理事(現任)	一 株

(注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 桐越昌彦氏および奥村隆司氏は、社外取締役候補者です。

3. 桐越昌彦氏を社外取締役候補者といたしました理由は、タナシン電機株式会社の業務執行者として豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行して下さるものと判断したためです。
4. 奥村隆司氏を社外取締役候補者といたしました理由は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行して下さるものと判断したためです。
5. 当社は、桐越昌彦氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
6. 当社は、第2号議案の承認可決を条件として、西口義久氏、桐越昌彦氏および奥村隆司氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、法令が規定する額となります。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、昭和57年9月29日開催の第38回定時株主総会において月額6,700千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。この場合、取締役は「監査等委員以外の取締役」と「監査等委員である取締役」とが併存することになりますので、両者を区分し、それぞれの取締役報酬について株主総会決議をもって定めていただく必要があります。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、「監査等委員以外の取締役」の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額6,700千円以内と定め、各取締役に対する具体的な配分は取締役会が決定することとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は5名であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は同じく5名となります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第50回定時株主総会において月額3,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。この場合、取締役は「監査等委員以外の取締役」と「監査等委員である取締役」とが併存することになりますので、両者を区分し、それぞれの取締役報酬について株主総会決議をもって定めていただく必要があります。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、「監査等委員である取締役」の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額3,000千円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

現在の監査役は3名であり、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は同じく3名となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

三重県名張市南町822番地の2 名張産業振興センター 1階多目的ホール

近鉄大阪線 名張駅より徒歩約13分

